

中小企業政策審議会
金融ワーキンググループ
第9回議事録

中小企業政策審議会第9回金融ワーキンググループ
議事次第

日時：平成28年10月7日（金）15：00～17：00

場所：経済産業省別館1階103会議室

1．開会

2．議題

- （1）信用補完制度の見直しに向けての方向性案＜論点整理＞
- （2）抜本的な事業再生への課題について

3．事務連絡

4．閉会

○小林金融課長 定刻まで少し時間がありますが、皆さんお揃いのようにございますので、ただいまから中小企業政策審議会第9回金融ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は三神委員がご欠席でございますが、4人の委員にご出席いただいておりますので、過半数の出席となっております。

本日配付の資料を確認いたしますと、皆様のお手元に資料1、名簿、資料2、議事次第、資料3としてA3の大きい紙で論点整理、資料4としてWordの資料、資料5は金融庁さんからの「抜本的な事業再生への課題について」というプレゼンペーパーをお配りしております。

それから、これまでの議論を振り返るという意味で、これまでの審議会の資料も参考までに机に置かせていただいております。

それから、本日も都合がつかず出席できませんでした三神委員からも書面でコメントをいただいております。そちらも配付させていただいておりますので、これは後ほどご紹介させていただこうと思っております。

漏れがございましたら係の者にお伝えいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事については村本座長にお願い申し上げます。

○村本座長 それでは、早速中身に入っていきたいと思っておりますけれども、今日の議論は基本的に公開でございますので、議事録あるいは議事要旨は公開となります。

お手元の資料にもございますけれども、前回7月でございましたのでやや時間が空いてしまいましたが、この間、何もしなかったわけではありまして、委員で栃木のほうを中心に現場を見るといったことをさせていただきましたり、あるいはそれを踏まえて、今日の議論のたたき台についての意見交換もしてきた経緯がございます。

その基本的な路線といいますか、考え方は、昨年来そうなんですけれども、中小企業あるいは小規模企業にどうやったら寄り添っていけるかという基本的なスタンスを確保した上で、よりよい制度にするにはどうしたらいいかといったことを議論してきたということでございまして、今までいただいたさまざまなご意見を反芻しながら、細かいところを詰めようということでございますけれども、今日ご説明いただきますのは、今後、ファイナルに向けてのある種のドラフトと考えていただいて、本当の細部についての議論は後ほどとなると思いますが、今日は方向性といいますか、考え方といいますか、そういったものがある程度きちっとしたものにしていきたいと思っております。

それに関連して、金融庁の金融仲介の改善に向けた検討会議があるんですけれども、そこでも実はこれに関連する議論がございましたので、後でこの件についてもご説明をいただくということで、今日は進めてまいりたいと思っております。

それでは、早速ですけれども、事務局から資料のご説明をお願いします。

○小林金融課長 お手元の資料3、資料4でございますが、まずは資料3で全体像をお話しさせていただいて、資料4は分量もあるので、大事なところだけ拾ってお話ししたいと

思っております。

まず資料3をお開きいただきまして、昨年来これまで中間整理、それから3回ぐらい審議会をやっていただいて、その話を総合する形でライフステージごとにどう考えていくのかという絵をかいた上で、各方向性についてプロットさせていただいております。

まず一番上、〈論点整理〉の下に副題のようなものを書いてありますが、目的はまず中小企業・小規模事業者の事業の発展を支えるんだ、いかにその経営改善だったり生産性向上のためにこういう信用補完制度がどう機能できるかを重々考えた上で、それが持続的な信用補完制度につながるというようなことでございます。

そのタイトルの下に四角囲いで書いてございますが、①として、ライフステージということではいろいろ考えてまいりました。そうすると、企業はまず起業段階、スタートアップから始まりますけれども、その後、成長発展を目指す場合もあれば生業を中心に持続的発展という場合もある。そういうある種2つの道があって、そういったものがどうなっているのかをよく見極めながら、どういう資金需要があって、どういう状況だからこの信用保証が必要だということを分析してきたわけでございます。

②になりますが、そういういろいろな局面において、やはり信用補完制度を通じて必要な信用を供与する、これが第1の目的でございますので、これをしっかりやる。足らざるところがあれば補強していくということでございます。他方、そういう中で十分な規律を働かせていかないと、中小企業にとっては自主的な経営向上の努力が少しおろそかになってしまったり、金融機関にとっては過度に保証に依存して事業性を評価した融資であるとか適切な期中管理・経営支援がうまくいかないのではないかと、この辺の問題意識で議論したわけでございます。

では、具体的にどういうことをやっていくかでございますが、1つ下の青い四角の左側でございますが、保証協会と金融機関がどう連携、リスクシェアをしていくことが中小企業の経営改善・生産性向上につながるのかというのが、この審議会の中で一つの大きな柱として議論されてきたわけでございます。

後ほどもう少し補足いたしますけれども、どうやって金融機関さんからの、先ほど申したような事業性融資であるとか期中管理等を引き出していくのかという観点で考えた場合に、審議会での議論では、今、8割の保証が基本になっているわけでございますが、これを少し下げたほうがいいのか、ケースによって変えたほうがいいのか、こういう議論が当然あったわけでございますが、本当に大事なものはどこなんだろうということを議論している過程で、8割の責任共有化には一定の効果はあるねと。他方で、さらに効果をもたらすにはどうしたらいいだろうかと考えたときには、金融機関さんの保証付でない債権、いわゆるプロパー債権の部分と、これは成長・発展時であればだんだんとそういう債権が多くなっていくのは当然でございますけれども、少し経営改善や再生が必要な段階も含めてきちっとキープしていただいて、しっかりお支えいただく。このために、保証協会が保証承諾をする場合に金融機関さんのプロパー融資の方針、これまでこうだった、これ

からもこんな感じだというふうによくお話ししながらリスクシェアをしていくのがいいのではないかというのが、まず1つでございます。

その上で、そのプロパー融資の状況等々について、これはしっかり情報開示を行わせていただくことによって、今、申し上げたようなことが実現していくのではないかというのが1つ目の大きな方向性でございます。

それから、右の一番上の四角に目を転じていただきまして、危機が起こったときのセーフティネット保証のあり方でございます。

これは5月でしたか、議論をしたときに大分精緻にお話しさせていただきましたが、これは地震であるとか取引先の倒産であるとか、いろいろなパターンがあるわけですが、その中で、本当に急に起こって中小企業者の方にその責任がないようなものについては、引き続きしっかりと100%保証で支えていくことが重要ということでございました。

他方で、今、不況業種を対象にしたセーフティネット保証5号と俗に呼ばれるものがございしますが、これの役割が、いろいろな機能が混ざり過ぎているのではないかということでありました。これについて言えば、残念ながらリーマンショックのようなものがまた起こった場合には、しっかりと対応していくのは当然である。他方で、そのときにも適用期間が余りずるずるいかにないように、期間を区切るとか、逆に始めるのも迅速に始められるような仕組みをつくったほうがいいのではないかとということで、新たなセーフティネットの中でもそういった類型を1つつくったほうがいいのではないかとというのが1つ目のお話でございます。

2つ目として、そうしますと残るのは、まさに不況業種として構造転換を進めていこうではないかという中で始まったものが残るわけございまして、そう考えていくと、少し副作用が大きくなってきているのではないかと、むしろ金融機関の支援のもとで経営改善や事業転換が促されるようにという本来の趣旨に鑑みますと、ここの100%保証は見直しを加えていくべきではないかということでございます。

その他、ぐるっといろいろなことが書いてございますが、左の上から2つ目の箱、【操業支援の充実】というところに目を転じますと、創業期は、やはりデータが少ない中でリスクはございます。ただし、ここは手厚く支援しないと我が国の経済の活性化はなかなか図れないものでございますので、そういった創業チャレンジを促すべく、100%の保証は維持しながら、もう少し必要な措置について検討を進めてもいいのではないかと、何が必要なかということでございます。

それから右の2つ目の箱、経営改善・事業再生となった局面につきましては、こういう局面での保証メニューももう少し柔軟に増やしてもいいのではないかとという論点と、抜本再生についても保証協会を含めた関連の方々、これについてもしっかりと対応していただければと思っております。その過程で、保証がついていて自治体が損失てん補をした場合であって、仮に債務削減を必要とした場合、議会の承認が必要になりますけれども、それだとなかなか、個別の企業の名前が出てしまうとかスピードに欠けるということがご

ざいますので、それを放棄するための条例を整備していただくことを——半分ぐらいの自治体にはやっけていただいておりますが、これももう少し進められないかということでございます。

それから、必要に応じて保証協会も、今も大分経営支援をやっけていただいておりますけれども、まず金融機関のほうでこれは第1にやっけていただくことが大事だと思いますけれども、それでも、例えばメインバンクの方が必ずしもどれだかわからないとか、いろいろ複雑な関係がある、こういった場合には積極的に経営支援をして、専門家を派遣するなど含めてお助けしていく機能の強化を図ってはどうかということでございます。

それから下の箱にいきまして、再チャレンジ支援ですが、経営者保証ガイドライン、社長さんの保証をとるというものについて、個人と法人が分かっているような場合にはできるだけ外していこうということを、今、金融機関でやっけていただくようになって、もう2年ぐらいたっておりますけれども、保証協会のこの運用についてももう少し見直しをして、今、申し上げたような精神で拡大することができるのではないかというような論点でございます。

その下、円滑な撤退支援でございますが、残念ながら撤退ということになるのであれば、債務超過であるとなかなか難しいかもしれませんが、資産はある、少しつなぎ資金を入れながらきれいに撤退していくということであれば、そういったものについての保証のメニューも考えていくことが有効なのではないかということでございます。

それから左に戻りまして、小規模事業者のところでございます。これは主に持続的発展ということで、必ずしも成長していくことを指向して期待されてというよりは、いろいろなものを維持しながら家業としてやっけていくみたいなものをイメージしております。こういった小規模事業者の資金繰りのところも、やはりいろいろな脆弱性があるということでございますので、もちろん100%保証は維持しながら、その拡充について検討を進めていくべきではないかということでございます。

その右に行きまして、事業承継であります。これも今、大きな課題になってございます。社長さんの年齢も今、ピークで大体66歳ぐらい、この20年で1歳ずつ年が多くなっている現状でありまして、このところをもう一段ということで考えますと、今、保証協会に対して要望があるものの、制度上なかなかできないものとして、後継者の方が株式を取得するために必要な資金、これが事業性資金と解釈しにくいところがございまして、制度上できない、保証がつけられないということでございますので、ここを改善するような制度の仕組みにしてはどうかということでございます。

それから、一番右の下でございます。こういったことを含めて、保証協会さんで地方創生への貢献をさらにいろいろやっけていっていただきたいということでございますが、自治体と組んでの保証メニューの拡充もございまして、将来的には農業みたいなものに対しての保証みたいなものも検討に値すると思っております。

それから、今、再生ファンドには保証協会が出資できますけれども、それ以外のファン

ドみたいなものについてもあり得るのではないか、こんなことについても検討を進めたいということでございます。

一番右の下でございますが、その上で、保証料、保険料、こういったものについてもどうするんだという議論が当然でございます。これについては今、申しあげましたようなもろもろの改正事項がある中で、それを実際に実現していくと大分事故率、代位弁済率等も変わってくると思います。それはいい方向に向かっていくんだと思います。その状況を見極めながら、もう少し検証した上で、時間的には少し置いた上で、まさに経営改善にさらに中小企業がつながっていくような観点からも再度検証して、リバランシングをうまくやっていきたいと思っております。

最後に、黄色い箱が一番下でございますけれども、ここは信用補完制度以外、今までお話ししたことは信用保証制度のお話でございましたが、それ以外のところでもいろいろなことをしないと中小企業のためにならないということで、1つは、初期症状の段階で経営改善を図っていただくために、中小企業の皆さんにもうちょっと資金繰り計画みたいなものをつくっていただくようなインセンティブをうまくつけていけないかというお話。それによって金融機関さんとの対話が進んで、いい関係になってコミュニケーションをとっていければよりいい結果が生まれてくるだろう、こういう発想でございます。

それから、円滑な事業再生をさらに促すためにどんな方策があるのか、ある種のインセンティブみたいなものはあるのかといったことも含めて検討したいと思っております。

それから、ガイドラインみたいなものをつくってはどうかというお話も、このワーキンググループの中でございましたので、そういったものについても引き続き検討していくということだと思っております。

その上で、支援機関間のネットワークを少し強化して普及していくということかと思っております。

以上、資料3で全体像をお話ししました。もう少しだけ資料4、今度はWordの資料でございますが、この表に書き切れなかったところだけ少し補足させていただきます。

1ページの下のところ、1ページは信用保証とはどうあるべきかということをもう一度書き起こしているわけですが、今回の見直しの方向性というのは3つの柱ですねということ再度書いてございます。

①として、とにかく中小企業のいろいろなリスクを踏まえて必要十分な信用供与を果たす、これが第1の目標であります。

第2として、保証協会と金融機関のリスクシェアのあり方ということで、今、申しあげてきたようなこと。

3つ目として、①②の結果として公的な予算等々を含めた政策資源のパフォーマンスを最大化して、持続可能性を持たせていく、こういうことだと思っております。

2ページです。

リスクシェアのあり方というのは一つの大きな論点でございましたので、今、少しご説

明しましたが、過去の経緯、約10年前に80%保証を原則として導入して、一定の効果は得られていると考えていますし、それを下げるとかそれをいろいろなフェーズで考えていくという議論もあったところですが、プロパー融資に注目するのはこうこうこういう理由ですよということをする書いてございます。

一般的に、プロパー融資というものはかなりの局面において入っている。したがって、保証付債権だけを見て全体を議論することは、ある種、木を見て森を見ない議論ではないかということがまずございますし、保証付融資とプロパー融資では少し、何と申しますか、持ち場が違ふところも実際にはあると思っております。短期の資金なのか長期の資金なのか、運転資金についても赤字性のものなのか、それとも本当の順風満帆な段階のつなぎなのか、こういったことに応じて適宜適切にこれは活用していくということだと思っております。やはりプロパー融資を確保することが一番金融機関さんの支援姿勢に直結するのではないか、こういうことでございました。

3ページに参りまして、その具体的なプロパー融資の実施の方針をつくっていくということで、先ほどお話ししたように、成長段階ではかなり入っていくことを前提にして「一定程度」というのはあると思えますけれども、大事なことは、再生段階、経営改善の段階においてもプロパー融資が入っているということだと思えますので、その辺のところをしっかりと書かせていただいた上で、その実効性を担保するという意味で、まずは運用の方針、各保証協会、51ございますが、これの運用の方針としてしっかりそういうことを決めていく、それによって保証協会さんと金融機関でお話し合いをしていただくということが1つ、2つ目として情報開示、3つ目として、これは中小企業庁のみならず、金融庁さんも今日プレゼンいただきますけれども、そちらでもまさに事業性評価といったことを基軸にしてモニタリングしていくということでございますので、そういった保証制度のみならず金融行政等も含めて連携しながらやっていくんだということを書いてあるところでございます。

3ページ、その後いろいろなライフステージごとに、こういう資金の特徴とリスクがあるので保証はこういう役割を果たさなきゃいかんね、したがってこういう見直しをしたほうがいいねということをする書いてございます。ここは先ほど大体お話ししていますので、飛ばさせていただきます。

5ページの下から、危機のときの対応についてお話ししておりますけれども、6ページに参りまして、もう口頭でお話ししましたが、5月の段階で割と精緻に分析させていただきましたけれども、セーフティネット保証のうち地震であるとか取引先の倒産、こういったものについては突発性がある帰責性も乏しいので、これは今のまましっかりやる。他方で、セーフティネット保証5号については少し区分けをしながらやるということで、リーマンショックみたいなものがあつたときの対応は6ページのイ)に書いてございますが、不況業種としての5号の対応は、その下から7ページにかけてロ)で書いてございます。

7ページを開いていただきまして、先ほどちょっと言葉が足りなかったところもありますので改めてお話しいたしますと、やはりもともとの5号は、構造的な改善を進めていた

だくために経営者の方が強い意思をもって金融機関とコミュニケーションをとって、経営力を強化していただくということだったと思います。したがって、いろいろ運転資金等のために既に金融の枠、保証の枠を使っているところも多いので、別枠について、2億8,000万円の一般保証とはまた別に2億8,000万円の枠をつくるという意味での別枠については維持させていただく、これはキープするということがいいかと思います。

他方で、やはりそういった経営力強化、経営改善ということを考えますと、100%保証という保証割合については改善すべきなのではないか。一瞬100%のほうがお金を借りやすいというのはそうであるけれども、もう少し、次の段階を考えたときにどうだということだと思います。現にリーマンショックのときの対応を考えますと、残念ながらその副作用で今なお条件変更を繰り返す状況になっている中小企業の数が多い。利付をしている債権だけで17万ぐらいあるわけでごさいます、こういったことにならないようにしていく必要があると思っております。

条件変更中ということであればニューマネー入りませんので、やはり経営は先細りしていくと思われ、事業継続、事業承継を考えたときに、なかなか経営状況の悪い会社について承継していくのは難しいのは明らかで、これは喫緊の課題だと思っております。こうした副作用を抑制していくという意味でございますので、少しこの辺の論理というか、どういうことを考えてというのを補足させていただきました。

7ページでございしますが、信用保証協会もしっかりと業務を、これまでもやってきていただいておりますが、さらにリスクシェアというか、金融機関とのお付き合いの仕方であるとか経営支援、事業再生への取組であるとか、それから地方創生への貢献であるとか、こういったことをさらにやっていただきたいと思っておりますので、まさに信用保証協会さんのやっていることも、これまでともすると財務の収支のあり方がいかどうかだけで判断するくらいもあったものですから、総合的にこういうものを評価するような格好でしっかり見える化することによって、ある種のガバナンスを効かせていただきたいということでございします。

少し長くなりましたが、私からは以上でございします。

○村本座長 ありがとうございます。

議論というかコメントはもう少し後にして、これに関連する話題でございしますので、金融庁から資料5についてのご説明を伺うことにしたいと思います。

○日下地域金融企画室長（金融庁監督局） それでは、今日の資料についてご説明申し上げます。

これは「抜本的な事業再生への課題について」ということで、前回の金融仲介の改善に向けた検討会議で議題に出しましたテーマでございします。

おめぐりいただきまして、先ほどありましたように、企業のライフステージ別で見ますとこういうライフステージがございしますけれども、前回ここで企業ヒアリングの内容につきましてはご報告申し上げたとおりですけれども、それに加えて、今回、条件変更し

ている先のデータを分析したものに加えまして、赤いところですけども、再チャレンジに至っているサービサーに債権が譲渡された企業からのアンケート調査を行いました。

今回の条件変更先1,000社調査をどのようにやったかが2ページに書いてありまして、まずは地域銀行106行から条件変更の実施状況のデータを受領いたしまして、全体的な傾向を分析しております。それに加えて、地域銀行6行から以下の手順で条件変更先のデータを受領して、分析いたしました。

まず、その対象の6行につきましては、地域や業態の分散等を総合的に勘案して、特に「これ」といって選んだのではなくて、ある意味、機械的に選んでおります。さらに、昨年9月現在で初回の条件変更から5年以上、先ほども条件変更が長期化しているという話がありましたけれども、そういったことで、5年以上経過した企業を長期条件変更先といたしまして、債務者区分とか貸出金額規模が満遍なく分散されるように機械的に抽出いたしまして、1,000社をピックアップいたしました。したがって、ここには金融機関がどのように支援しているかにかかわらず、機械的に抜いてきた、そして関係者からのヒアリングも行ったということです。

一方で、サービサーへ債権譲渡された企業のアンケートはどのようにやったかといいますと、全国サービサー協会の協力を得ましてそのサービサーが債権者となっている、すなわち金融機関からもう切り離されている、そういった債務者にアンケート用紙を渡していただきまして、それを金融庁に直接送っていただきました。450社のうち183社、回答率40%の回答がありまして、それを、サービサーに譲渡された後、再生を目指している企業と、残念ながら清算のほうに向かっている企業とに分けて、それぞれ結果を分析した、こういった調査でございます。

おめくりください。

その調査の総括なんですけれども、今回、長期の条件変更先の傾向としまして、構造的要因がわかりました。この構造的要因といいますのは、この1,000の長期条件変更先は金融機関から見た保全割合が非常に高い。その結果、金融機関の中小企業に対する支援のインセンティブが低下していた。一方で債務者は、そういった金融機関のインセンティブが低下するのに合わせて自らの経営改善のインセンティブも低下していったということがありました。

2番ですけども、抜本的な事業再生がなされないケースには以下のいずれかの課題が存在するというところで、言わずもがなですけども、金融機関の姿勢に問題があるケース、債務者の意識、姿勢に問題があるケース、あるいはそれぞれがやる気を持っていても金融機関の調整が整わないケースといったものが、それぞれ複合的に要因としてあって、1,000先の状況があったということです。

3番目といたしましては、抜本的な事業再生への取組には金融機関ごとのばらつきがあったということで、積極的に取り組んでいる金融機関もございました。

最後にサービサーですけども、サービサーに譲渡して事業再生を図っている企業の中

には、金融機関の支援の状況とか譲渡後のサービスの対応を評価しているという声も多数あったということでございます。

次のページに、インセンティブ構造が変わっていくメカニズムを書いています。

「信用保証に依存した貸付」と書いてありますけれども、実は、その条件変更の先は信用保証協会付が比較的多かったわけですし、そういう状態になりますと、金融機関は信用保証等による保全割合が高いため、いわゆる元金については必ず返ってくるということで、金利だけもらっておけばいいわということでインセンティブが低下する。債務者は、そのような形で条件変更を金融機関が受けてくれているので、とりあえずは返済しなくてもいいということで、経営改善の取組やメイン行への情報開示等に向けたインセンティブが低下している。その結果、両方のインセンティブの低下によってリレーションが希薄化して、だんだんコンタクトも少なくなって、条件変更が長期化したままといったことがわかったわけでございます。

次のページをおめくりください。

まず全体ですけれども、長期にわたって条件変更を繰り返している先が、条件変更先のうち5年以上で約43%、4年以上を足しますと64%までが長期にわたって条件変更を繰り返している状態であります。その条件変更をしている企業に対する経営改善状況が右側ですけれども、残念ながら、経営改善の支援を未実施というところが53%、何らかの経営改善支援が行われているのが右側の47%ですけれども、その中でも実抜計画レベルの支援を受けているのはわずか10%ということで、残りは任意の計画となっております、全体といたしましても、この条件変更先に対する金融機関の支援状況はいま一つと言えます。

その理由が6ページでございまして、これが今回の一番トピックな話でございますけれども、そのランダムにピックアップした1,000先は保全割合が非常に高かったということです。左側の担保・保証全体で見ますと、ブルーの濃いところですが、100%保全されていて金融機関にはロスがないというのが全体の5割、半分近くあったということです。総資産が1億円未満の小さな企業については、62.4%も100%保全だったということです。

その内訳の1つが右側の信用保証でございまして、信用保証による保全率が5割以上というのが全体の半分あった。ある意味、金融機関からすると、元金が保全されているがゆえに経営改善支援のインセンティブが弱かったということになります。

次のページをお開きください。

加えてもう一つ、短期貸付の割合が低いという傾向がございました。

この短期貸付というのは、通常、金融機関が運転資金で出しているケースが多いと思うんですけれども、一方で、信用保証協会付の融資の場合は大体期間が長うございますので、これが仮に長期だったといたしますと、ある意味、先ほどの信用保証の保全割合が高いことの裏返しでもあるんですけれども、例えば初回条件変更時で短期貸付がゼロというのが52.7%もあった。資産規模が小さいところに至っては65.5%が短期借入れがゼロ

だったというふうに、非常に低かった。

しかも初回条件変更時から直近までの間にさらに短期貸付の割合が低下、長期貸し出しの割合が増加。右側にありますように、全体でゼロになったのが65.4%まで拡大しております。この条件変更期間中に短期の借入れがさらに減ったということは、ある意味、金融機関がプロパーを回収したとも言えるわけでごさいます、そういう長期の信用保証協会付融資は残っているけれども、そういった短期の借入れは回収しているとも言えるということでございまして、先ほどリスクシェアという問題がございましたけれども、こういったところにもそういった問題意識を持たざるを得ない、そういうものの一端があらわれていると考えております。

8ページでございまして。

条件変更の内訳、どんなことをやっているかに関しましては、元金の返済猶予が最大です。信用保証協会付融資の場合、月々返済するタイプが多いようでごさいますので、その月々の返済を繰り延べている、あるいは猶予しているというのが最大だったわけですが、その猶予する場合においても、この赤いところは期限延長を伴っていないものでございまして、41%ぐらいがいわゆるテールヘビー、期限延長を伴わない元金返済猶予というのがそういったタイプでございました。

ここで注目すべきは、金利減免というのはほとんどなかった。1,000先で19社でございまして、ほぼ金利減免を行っているというソウリはなかったと言えます。

次のページでございまして。

経営改善計画がどの程度だったか。先ほど全体的な傾向を見ましたけれども、これも経営改善計画の策定状況は余り芳しくなかった。未策定先が全体の4割程度あって、しかも小規模の企業についてはさらに割合が高かった。

この理由ですけれども、経営改善計画をつくるに当たって外部の専門家、支援機関を活用したのが赤い棒ですけれども、例えば実抜計画をつくっているのは203先ということは全体の2割ですので、先ほどの全体の傾向よりはよかったですけれども、残念ながら、外部支援機関を使っているのはわずか48件ということで、そういう意味からすると、外部の支援機関を使ってでもそういった企業を何とかしようという金融機関の取組は、多少低調なのではないかと思われるという結果になっております。

10ページ以降は個別具体的な事例で、問題だった事例が赤いところ、よい事例が緑のところと分けて書いてありますので、こちらはごらんいただければと思います。

今、申し上げましたように、条件変更先1,000先の調査におきましては、保全割合が高く、金融機関、債務者両方ともインセンティブが欠けているという状況が見てとれたということです。

次にサービサー調査、15ページ以降でございまして。これは関連するところだけを申し上げます。

このサービサー調査は、まず15ページにありますように、再生企業と清算企業に分けて

結果を見ますと多少左右に違いが出てきております。例えば15ページは「業績不振になったときにメインバンクに相談しましたか」と問うているわけですがけれども、初期の段階から相談したというのが一番多いんですけども、再生企業のほうが多い。清算企業には全く相談しなかったものが25%ある。相談せずにサービサーに譲渡されるということは、ある意味、突発的に破綻したというケースだろうと思われましてけれども、そのように、やはり再生を目指す企業においてはメインバンクに対する相談といたしますか、そういったものが非常に大事なだろうと思われまして。

大きく飛ぶんですけども、18ページを開いていただきますと、そのようなメインバンクに初期の段階から相談した再生企業がどういったサービスを受けていたかがこちらにあります。実はサービサーに譲渡されて再生を目指している企業というのは、左側にありますように、既存借入の条件変更のみならず、例えば2番の事業再建計画の策定支援でありますとか6番の事業再生ファンドの紹介でありますとか、7番の外部専門家や支援機関の紹介でありますとか、このように、ある意味、複数のサービスを受けるとともに最終的にはサービサーに譲渡されている。

その結果として、サービサーへの譲渡後どうだったかを聞いたのが右側の具体的な声ですけれども、サービサーへの譲渡を評価する声がたくさん聞かれています。例えば一番上ですけれども、「メインバンクと準メインバンクには再建にあたり多大な支援並びに債務の免除等を実行して頂き感謝している」でありますとか、4番目で「サービサーとの交渉で、返済額は借入残高より少ない金額で合意できた。月々の金利返済も、業績が上向くまで少なくしてもらった」いわゆるサービサー譲渡に伴って債権カットが行われたでしょうし、それに伴って返済条件の緩和が行われたことによって再建を目指している、こういった実態が明らかとなりました。

最後のページで、そのサービサーに譲渡された企業に自由に回答してくださいとしたところ、幾つかの声が寄せられたんですけども、関連しているところが一番下の2つでございます。

下から2番目は、「信用保証協会に返済をさせていただいているが、一生（何百年）かかっても返済は出来ないし、今後どのようにしたらよいか話を聞かせて欲しい」これは金融機関の債権はサービサーに譲渡されていたんでしょうけれども、保証協会については恐らく代位弁済後、経営者あるいは企業が少しずつ返しているというケースであろうと思えます。

最後は「公的機関（日本政策金融公庫、信用保証協会）の元本残高が重くのしかかっており、これらの債権がサービサー等へ譲渡できないものか」こういう声でございます、こちら金融機関の元本についてはサービサーに譲渡されているけれども公的機関については譲渡されていないというケースだと思いますけれども、そういった声も寄せられていて、やはり金融機関と保証協会が適切なリスクシェアのもとで取引先企業の抜本的な事業再生を図ることが重要なのではないか、そういった調査結果になっております。

説明は以上でございます。

○村本座長 ありがとうございます。

小林課長からご説明のあった、中小企業、小規模企業者の経営支援をどうやっていくかというところにポイントがあるとすると、より具体的な事例として、こういう抜本再生ないし条件変更先についてもそういう問題があるのではないかということが金融庁のプレゼンだったのかなと思っております。

今日の議論は、基本的には先ほどの論点整理がこういう方向でどうかということでございますので、まず委員の先生方からその辺について忌憚のないご意見を伺わせていただければと思います。

すみません、例によって河原さんからお願いします。

○河原委員 ありがとうございます。河原でございます。

資料3でまずお話しさせていただきますが、見直しに向けての方向性案につきましては、私は、概ね賛成でございます。

中小企業の制度として、大規模な経済危機や自然災害へのセーフティネット制度100%が保持されたことや、創業期や小規模事業者を政策的に守る姿勢が明確にされたことは評価しております。

そして今、金融庁のお話の中にもありましたように、リスクシェアという言葉が何度も出てきましたが、保証協会と金融機関のプロパー融資をセットとする方針としては、中小企業のためだけではなく、この制度の持続可能性の確保という点からもよろしいのではないかと思います。

金融機関は経営者の思いを引き出していただいて、決算数値の背景を理解し、共有していただけるよう、企業の将来を同じ方向を向いて安心して話せる関係を築いていただきたいと思いますが、私は事業者側も、経営状況を誠実に開示することが必要であると思います。今後その対策が求められると思いますが、幾度も申し上げておりますが、経済産業省から既にローカルベンチマークというわかりやすいツールも公表されておりますし、以前、私が提案いたしました企業の健康診断によるカルテというものも実際に活用されることを期待しております。

資料の一番下の黄色いところとも関係がありますが、経営改善などの事業承継加速のための支援強化の中で、今後、ガイドラインをおつくりいただけるというお話がございましたが、私は、忙しい経営者でもわかりやすく、中小企業としてのガバナンスやアカウントビリティなどを早目におつくりいただきたい。中小企業が、ご対応するには、準備がかかりますので、それはぜひ早めをお願いしたいと思います。

また、小規模事業者への経営支援が、とても気になっております。悪くなってから相談するという自覚症状に関しての対応は、中小企業庁で。いろいろやっていただいておりますが、例えば、よろず支援拠点が、地域の無料健診のような場となって、経営相談だけではなく小規模事業者の健康診断の管理機能を追加していただくようなことはできないか、ご検討

をお願いいたします。

さて、資料4ですが、4ページで、表にもあったことですが、ライフステージごとに①②と書かれてきた中で、③「持続的発展」となっていますが、確かに表の中にある言葉ですが、ここはどちらかという表題を③「小規模事業者」と書いたほうがわかりやすいのではないかと思います。

また、④の「再生期等」の中に事業承継が入っていますが、事業承継は中小企業支援の重要なテーマですので、「等」の中に含めるのではなく、事業承継は事業承継として1つの項目が書いていただけたらと思います。

資料7ページですが、保証協会の業務の在り方。この記載についてではないですが、各地域でさまざまな支援機関や金融機関との連携が、今後、必要となると思われるので、中小企業のために一生懸命頑張っている方々の評価を、しっかりと明らかになるような視点を持っていただきたい。数値結果だけではなく、現場で親身になっている方々に光が当たるような評価や、また、地域経済のために社会的使命という部分も明確にした新たな指針があってもいいのではないかと思います。

最後に、全国信用保証協会連合会に対しましては、今回、何も明記されていませんが、制度見直しによる現場での不安もあるかと思います。この制度の健全な発展と持続化のために、各地域の保証協会からの適時な情報収集による課題のまとめ役として、ご期待しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○小林委員 どうもありがとうございます。弁護士の小林信明でございます。

私も資料3をベースにコメントさせていただきたいと存じます。

資料3「信用補完制度の見直しに向けての方向性案〈論点整理〉」に書いてあることにつきましては、基本的に違和感なく感じております。

その中で特に申し上げたいと思いますのは、右側の小さい箱の【経営改善・事業再生の促進】のところでございます。

経営改善・事業再生を促す保証メニューについて検討を行うということは、多分これは中小企業のガバナンスにも機能するようなコベナントを停止条件とする保証等が有効であろうと思っているんですけども、この停止条件付保証あるいは解除条件付保証の場合もあるとは思いますが、これが余り進んでいないのではないかと個人的にも思っていますので、ぜひ、これは非常に有効な制度だと思っています。

つまり個人経営者に対して、ガバナンスをしっかりとって規律づけした経営をすれば個人責任は負わないんだ、そのようなことですので、非常にいい制度だと思っていますので積極的に検討をお願いしたいと思っています。

それから、信用保証協会の保証について、やはり求償権を放棄する場合に制度保障等について自治体の問題も問題になろうかと思っています。そこで、議会ではなくて首長に放棄の権限を与えるという条例の整備が進められているところだと思うんですけども、これが

たしか私の記憶ではまだ19とか20の自治体に限られていて、まだ全国にはいっていないということで、ぜひ進めていただきたいと思いますが、さらにつけ加えると、再生局面では19等の条例ができていると思うんですけれども、今、廃業支援という問題もありまして、やはりもう再生だけではなくて、経営が苦しくなったときに廃業してやり直す、会社を清算して新しくやり直すということも重要だと思っておりまして、その廃業のときにこの条例が使えないのではないかという問題意識もありますので、その辺もお調べいただければと思います。

それから、信用保証協会の重要な役割の1つとして、事業再生、事業改善があるというのはここに書いてあるとおりでございますが、先ほど金融庁様からのご指摘がありましたけれども、長期の条件変更先はデータの的に言うと信用保証協会の債権が多く残っていて、なかなか改善が進んでいないというか、店晒しになっているというか、そういう状況にもありますので、より一層信用保証協会の果たす役割は、この分野については大きいんだなと改めて思いましたので、ぜひご活躍を期待しているところでございます。

その関連で言いますと、その下の【再チャレンジ支援】という箱なんですけれども、経営者保証ガイドラインについて一言申し上げたいと存じます。

経営者保証ガイドラインは、ご承知のとおり入口のところでの保証のとり方の問題と出口のところの保証債務の整理の段階があるわけですけれども、入口のところでは、先ほど申し上げたような条件付の保証のようなメニューがもっと促進されていいのではないかと思います。もう一つ、出口のところでは経営者保証ガイドラインを適用することが、信用保証協会様や公的な金融機関で十分に機能しているのかどうかという点が気になるところでございます。

従前から積極的に経営者保証ガイドラインについてはやっていますという報告は聞いていたんですけれども、今日の金融庁様からのガイドラインの中の一番最後のページでございましょうか、一番下の2つのコメント、これは一つのコメントですから、これが全体をあらわすかどうかはまた議論の余地があると思いますけれども、下から2つ目の●で「信用保証協会で一しかかっても返済できない」云々というのは、多分これは個人保証が残っていて、1カ月5,000円とかそのぐらいをずっと払っている状態が続いているのではないかと想像できるんですけれども、そこでも経営者保証ガイドラインが適用されれば、こういうことは起きないようにも思います。

また、一番最後の●もそのような経営者保証ガイドラインが適用されれば、もうちょっといいような解決ができるような事案ではないかといったことも推測されるところでございます。

さらに申し上げますと、私は弁護士なんですけれども、弁護士から「経営者保証ガイドラインを実際に適用してみて、こういう問題点がある」という指摘を受けることがございます。その中の1つとしては、信用保証協会も各地区で運用はかなり違うようですけれども、例えば過去、企業としての財務諸表等の開示に問題があるといったことと、形式的に

適切な情報開示がないということを厳しく適用しても、ガイドラインは適用できないというように運用している先もあると聞いておりました、ただ、ガイドラインでは確かに債務者の情報開示や弁済についてのテイジツセイは要件とはなっているんですけども、やはりそれを厳しく適用することはガイドラインの趣旨に馴染まないもので、よほど悪質な場合は除くんでしょうけれども、過去に多少情報開示のところで問題点があっても、今後は誠実にやっていくというような債務者は救ってあげるとというのがガイドラインの趣旨だと思いますので、その辺について信用保証協会様の取組のさらなる積極的な対応を期待したいと存じております。

それから、資料3の一番下の信用補完制度以外の施策のところですけども、先ほど河原委員からもご紹介がありましたし、さらに先ほど金融庁様からのご説明を聞いてさらにそう思ったんですけども、やはり抜本的な再生のためには早期の事業者と金融機関との対話が必要だということだと思います。そのためには平常時から事業者と金融機関の良好な関係が必要で、その前提としては、事業者がまずしっかりとした資金繰り管理や財務情報等を整備して適切に金融機関に説明していることも必要ですし、金融機関はそれを受けて、温かい目で事業者を見守る、そして何か問題点があれば積極的なアドバイスをする。さらに、適切な情報開示をしていれば何らかの恩典も与えるというような仕組みは、やはりどうしても必要なのではないかと。これが結果的に言うと早期の経営改善にもつながるし、抜本再生に入った段階でも有効な抜本再生につながると思っていますので、これはぜひ進めていただきたいと思っております。

その施策の1つとしては、ローカルベンチマークとか、河原先生から話がありました健康カルテ等の問題もあると思うんですけども、それをもう少し広げると、ガイドライン的なものを示して金融機関も事業者もこのガイドラインに従って行いましょうということにすると、社会的なムーブメントになるのではないかと思っていますので、ガイドラインのご検討をぜひお願いしたいと思っております。

それから、資料4でございます。

最初のほうはもう今まで説明したところですけども、信用保証協会の業務の在り方、7ページから8ページのところでございますが、信用保証協会の業務についてのガバナンスが必要なので、見える化をするというのは非常に適切な方向だとは思っております。ただ、そのときに、ここにも書いてあるんですけども、単なる収支とか係数とかではなくて、先ほど申し上げましたけれども、経営支援とか事業再生、あるいは経営者保証ガイドラインへの取組等々についても積極的に行われるような方向での見える化、つまり項目というんでしょうか、何について外部に示すのかという点の項目立てが重要だと思っておりますので、それについて御検討いただければと思います。

そして、連合会様について一言申し上げたいんですけども、先ほど申し上げましたが、各地の弁護士の話を聞くと、やはり地区によって信用保証協会の対応が異なるようです。それは歴史的な経緯もあると思うんですけども、やはりこれは連合会様のほうで各地

区の運用についてのヒアリング等をしていただいて、さらに一步踏み込めば、こういうように取り組みようというような一種のメルクマールのなものを連合会のほうで示すというような、より積極的な対応も十分検討に値するのではないかと考えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○家森委員 神戸大学の家森です。

お示しいただいた論点整理に副題がついているように、中小企業者の事業の発展を支える目的で今回の改革をしようという意図がよくわかると私も思っておりまして、基本的にこちらの原案に違和感はありません。

まず最初に企業の発展ということで言えば、中小企業の置かれている状況は、このライフステージの整理の仕方にもあらわれていますし、地域によっても違いがあるということで、非常に多様でありますので、単純に、例えば80%とか60%と決めるよりも、今回原案として出しているように、プロパーと協会保証の間で柔軟性を持ってリスクをシェアできるというのは、実際に運用するのは難しい面もあると思うのでこれから運用の仕方を考えていただかないといけないにしても、考え方としては、非常に多様な企業のニーズに応えられる仕組みになるのではないかと期待しております。

ただ、その際、プロパーとの協調融資への留意点ということで考えてみますと、プロパーが多ければ必ずいいとも限らないです。例えばプロパーで貸していると言いながら、調べたら超過担保が取られているといったことがあれば、結果として私たちが目的にしているのと違って、金融機関が企業を支援するインセンティブを持たないような状態のままだったといったことになります。それでは、形だけ整っているということになりかねませんので、このあたりについて、結局、最終的にはこれは協会と金融機関の関係になりますので、協会の方々の力量がすごく問われるような制度になるのかなと感じております。

2点目は不況業種、セーフティネット5号に関してのことで、この危機対応については、やるときには迅速に実施し、このWGでもご紹介いただいた海外の事例のように、やめるときはスパッとやめられるような制度というご提案で、これは世界的にもそのように運用されているわけですし、我が国としてこのような制度に変わるのには違和感がないのではないかと思います。

他方、いわゆる構造不況型の企業に対する支援として行ってきた部分について、今後、見直していく際に、別枠という形で枠を今後も措置していただけるようですけれども、思い切って変革をするようなことが必要になるわけで、その段階では一旦は、例えばこのセーフティ保証を多目に使う必要があると思いますので、変革をする企業を応援する趣旨でこれが運用できればいいと思います。そうすれば、生産性を向上させていくことにつながるのではないかと感じました。

それから、創業支援の充実に関しては我が国の非常に重要な課題であって、今回これについて、今までも徐々に実績ができ上がってきているところですが、ここはまさに金融機関の方々といかに協力できるかということになるろうと思います。こちらについて充

実していくというのも違和感のないところであります。

それから、小規模企業者に関するの零細小口保証についてですが、持続的発展を応援していくという趣旨については私も賛成でありますけれども、ただ、現在のように厳しい環境のもとでは「持続的」であること、この絵で言えば横這いで動いていくこと自体も非常に難しいことでありまして、先ほどの金融庁様からのご説明でありましたように、こういう部分について支援が十分行き届かない状況です。100%保証で、小口だと余計に届かない心配がありますので、こちらの黄色の枠にありますような信用補完制度以外の施策で対応するように、別の手立ても考えておかないと、100%保証を零細企業向けに続けますから、これでここの部分は大丈夫だというわけではないと思います。

最後に、このような制度を運用していく上で、協会のあり方が非常に重要になってきています。先ほどのプロパーとの協調融資においても、結局、協会の力量が問われるのではないかと申し上げましたけれども、今後、協会の主要な業務が保証を出すこととともに金融機関と連携しながら経営が困難な企業について支援を行っていくこと、つまり、助言や支援が主要業務の1つに位置づけられるようにここに書いてありまして、その点についても非常に賛成しているということをお願いしたいと思います。

私もここのところいろいろな協会から個別に話を聞かせていただいて、さまざま工夫をされていることを理解しています。ぜひいいものを横展開していただき、また、頑張っている職員の方をますます応援していただくという趣旨で、先ほど2人の先生方からもご指摘があったように、この新しい、難しい業務を一生懸命やっっていこうといった方向で監督指針や法律等が整備されれば、より望ましいのではないかと思います。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

三神委員からペーパーをいただいているようですので、事務局からご説明ください。

○小林金融課長 三神先生からコメントを1枚紙でいただいております、机上に配付させていただきます。

少しご紹介させていただきますと、特に金融機関の方々に求められる借り手企業のステージに応じた努力目標であるとかサービスの水準も、多分これからいろいろな報告書をつくっていく中で書いてはどうかというようなことだと思います。

2段目、「例えば」ということで書いてございますが、アーリーステージから成長ステージまでいろいろあるけれども、成長時期に特に金融機関さんのいろいろなやり方があるのではないかと書かれていて、金利の安さよりもスピーディに資金調達できるようにすることがシェア獲得に非常に重要だったり、それから業績上昇時にはアップサイドで割高の利幅をとるとか、そういったいろいろな柔軟な金融のメニューがあればという声を聞かれているようでございます。

したがって、いろいろなやり方をするというところでございますが、例えば運転資金については在庫商品を初めとする動産担保、ABL等の手法も含めていろいろ考えていってほ

しいけれども、こういったノウハウは一長一短に身につくものではないので、いろいろな研修等々、金融機関の中のレベルアップをしてほしいといったことが書いてございます。

次の段落でございますが、小規模企業の方に対しては、一部の保証協会等では経営塾みたいなことをやって、そもそもの経営用語であるとか財務諸表の見方であるとか、こういったことをお教えしているそうでございますが、金融機関にとってもそういった、教えてあげるといいますか、そういった手法についてはできないんだろうかといったことが書いてあります。なんとすれば、利付状態から改善しても長期の返済計画をやっていくのは並大抵のことではないので、そういったいろいろな知識が必要であろうということであったり、いろいろな要素が書いてございます。

それから、金融機関の側についても新しいやり方もいろいろ増えてございますので、そういう手法を更新取得してやっていく努力が要るのではないかと、また企業側も、先ほどからお話がありました資金計画を詰める努力をしていくようなことを相互でして、公的な保証の効果を上げていくということだと書いてございます。

それから、最後の段落でございますが、これも経営者にとっての簡易版のデューデリジェンス、その基礎的水準としてのカルテが存在すること等、先ほどから河原先生、小林先生がおっしゃっているようなことだと思いますけれども、そういったものをしっかりとやっていくことが大事ではないかといったことが書いてございます。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。一渡りご意見を承りました。

私も案文づくりの段階からかかわっておりますので、基本的な考え方はここに書かれたとおりと考えていただいて結構だと思いますけれども、やはり保証制度を支えるのは、単に保証協会とか、あるいはそれを利用する金融機関とか、あるいはエンドユーザーとしての事業者といったことだけがフォーカスされるのではなくて、それぞれがそれぞれ努力することが必要で、それが相まってリスクシェアになるんだというようなスタンスではないかと思っております。

できるだけいい制度改革になればいいと思っておりますので、残りの時間、多少ございますので、いつものとおりオブザーバーからも意見を開陳していただければと思います。特に意見がなければパスしていただいて結構です。

では、いつものように全銀協さんからお願いします。

○榊原三菱東京UFJ銀行融資部上席取締役（全国銀行協会） 全国銀行協会として、三菱東京UFJ銀行融資部の榊原と申します。よろしくお願いします。

信用保証制度の見直しについては、今までのワーキンググループでの議論を踏まえての方向性だということでお示しいただいておりますので、この方向性でよろしいかと思っております。ただ、メニューもたくさん取り揃えていただいておりますけれども、実際にご利用される中小企業の皆様であったりとか我々金融機関にとっても、できるだけわかりやすくシンプルな制度にしていきたいと思っておりますので、これから制度設計に向けては、

そういった工夫をしていただければと思います。

もう一点、アンケートの結果につきましては非常に興味深く拝聴させていただきました。我々もこういったステージのお客様に対しては非常に丁寧に対応させていただいているつもりではございますけれども、こういったことは、やはり受け取る側のお客様と我々とどうしても感覚の差があると思っております、これがお客様の本当の声だということであれば、我々もそれを真摯に受けとめて対応しなければならないと思いますので、これからよく検討させていただきたいと思っております。

○茂野静岡銀行法人部長（地方銀行協会） 静岡銀行法人部長の茂野でございます。

責任共有制度の見直しにつきましては、保証割合の見直しというところからプロパーを含めた債務者への融資全体の実質的なリスクシェアにするという考え方については賛成でございます。それから、金融機関による保証担保に依存しない、事業性評価に基づく融資というところがございますが、こちらについては銀行においても積極的に推進すべき問題だと認識しております。当行におきましても定性面を十分に把握した上で、プロパーの融資についても積極的に対応していくという考えをとっております。

それからセーフティネットのところでございますが、新たなセーフティネット保証の創設であったりとか5号保証の見直しについては賛成の立場でございます。一方で、セーフティネットに限りませんが、保証付融資のみ先の利付が長期化してなかなか卒業に至らないというところについては、当行、銀行としても課題として認識しております、こちらについては銀行のかかわり方ももう少し進化していく必要があると考えております。

○丹治常務理事（第二地方銀行協会） 第二地方銀行協会の丹治でございます。

今日お示いただきました方向性案につきましては、私どもとしても違和感なく、賛成させていただきたい。

今後の運用の検討に関連し、適切にプロパー融資とのリスクシェアを行うという点については、先ほどお話がありましたように、数字だけでははかれない部分もあろうかと思っております。こうした点はより実態に即して柔軟な取り扱いができるような運営体制が重要なのではないかと考えております。

また、セーフティネットの保証の部分でございますが、大規模な経済危機等の事態に備えた新たな枠組みを導入する一方で、従来の5号関係については保証割合を見直すという点について、異論はございません。

ただ、この場合、後者の利用が制限されてくる可能性がある中で、前者のセーフティネット保証については、大規模な経済危機等必要な時に十分活用できるような体制が確保されていくことが重要だと思います。こうした運営体制にも十分配慮いただけるとありがたいと思っております。

○齋藤朝日信用金庫融資管理部長（全国信用金庫協会） 全信協朝日信用金庫の齋藤と申します。よろしく申し上げます。

私からは資料3から2点ほどあるんですが、まず1点目としましては、下のところ、小

規模事業者向けの資金繰り支援拡充。こちらを方向性案に盛り込んでいただいたことに対して、まず感謝申し上げます。小規模事業者への支援につきましては、以前から申し上げているとおり、事業規模が小さいため抜本的な再生策の余地が少ないという難しさがありますが、一方で、適切に支えていけば一気に状況が回復するケースも多々ございます。小規模事業者の場合、事業が生活により直結するため、経営改善を含め日常の中でできる限りの努力をされていると思います。我々もさらに支援を行ってまいりますので、小口零細企業保証制度の限度額引き上げにつきましてはぜひともご対応いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

それに関連しまして、小口保証引き上げに関して小規模事業者に財務諸表作成の義務づけやモニタリングを取り入れるという意見もあろうかと思うんですが、我々現場では、小規模事業者に対しまして資金繰りの改善支援を進めております。小規模事業者の実態としましては、財務諸表の信頼性に乏しいということも多々ありまして、さらには1つの受注のあり、なしで大きく変動してしまうこともよくあります。表面上の決算だけを見て融資を行うのは非常に難しいのが特徴でして、そのため、我々信用金庫では資金ニーズに対しまして受注状況がどうか、資金繰りの見込みはどうか、さらには経営者の人柄や熱意といった定性面を細かく見て対応しているのが実態です。

しかしながら、こうした定性的な情報を体系的に管理することは非常に難しいと思いますので、制度設計に当たりましてはそうした実情にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

もう一つは、上のほうの保証協会と金融機会のリスクシェアのところですが、こちらに「プロパー融資の方針等に着眼し適切にリスクシェアを行う」と記載されております。昨年11月に行いましたプレゼンでも、プロパー融資と保証協会融資が相乗効果を生んでいる事例を説明させていただきましたが、大切なところは、お客様の状況というのは千差万別ですので、個々の状況に合わせてベストな方法を考えていくことだと思います。余り画一的な制度の運用になりますと個々の事情に応じた対応ができず、悪影響を及ぼすおそれもありますので、現場で柔軟な対応ができる制度運用となるようご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

あわせて、このリスクシェアの観点以外にも、保証実務に関する部分で1度にいろいろと大きな変更が行われてしまいますと、現場に混乱が生じて中小企業への資金供給に大きな影響が生じてしまうことも懸念されます。制度改正の過渡期にはどのような影響が生じるかわからないことを十分踏まえていただきまして、慎重にご対応いただければと存じます。

○奥川茨城県信用組合理事（全国信用組合中央協会） 信用組合中央協会、茨城県信用組合、奥川でございます。

いろいろお話は出ましたが、全体としての感想を申し上げますと、見直しの方向性についての案を見まして、中小企業の事業の成長・発展を促して生産性向上や地方創生に寄与

するものとして、非常によい形になったと感じております。私ども、オブザーバーという立場にもかかわらず多くの発言の機会をいただきまして、また、その趣旨を加味していただいで大変感謝しておる次第でございます。

それと、リスクシェアの考え方ですけれども、事業者目線の資金供給、そして実務上の円滑な運用、その観点からプロパー融資と保証付融資の組み合わせでリスクシェアを行おうとする方向性は非常に有効と考えて、大いに賛成であります。

それともう一点、持続的発展期にある事業者への小口向け融資、100%保証の拡充を図るとする方向性についても大いに賛成であります。以前にも申し上げさせていただきましたが、信用組合協会、取引先の大半は持続的発展期に当たる小規模事業者であります。かかる事業者への信用補完の拡充により、業界としてより効果的な資金供給と経営支援が可能となりまして、ひいては地方創生にも貢献できるものと認識しております。

また、金融庁様からの説明資料を見まして、十分に今後、参考とさせていただきたいと思えます。

○村本座長 ありがとうございます。

それでは、商工会議所からまた順繰りに、ご意見があれば承ります。

○鎌田主任調査役（日本商工会議所） 日本商工会議所です。

日本商工会議所では、これまで信用補完制度の見直しの検討に当たりまして中小企業、小規模事業者の資金調達に悪影響を与えないように配慮しつつ、セーフティネット機能等の堅持、小規模事業者支援や経営改善支援に万全を期す観点と、創業や新事業、新分野への進出等のリスクを伴う分野への資金供給を促進する観点による検討が必要である旨を発言してまいりました。今回の方向性案は、中小企業、小規模事業者の資金繰り円滑化の観点から、おおむね私どものこれまでの発言にも十分配慮していただいたものと考え、感謝しております。

それから1つ、危機時の対応のあり方についてですけれども、まず、大規模な経済危機等に対応するための新たなセーフティネット保証の創設は、危機時の迅速な対応が可能となりますので、画期的なことと考えております。

次に、セーフティネット保証5号、不況業種の見直しにつきましては、事業者の経営改善に向けた自助努力を前提としつつも、まずは民間金融機関の対応、小口向け100%保証の拡充、現行1,250万円、さらには念には念を入れた政策金融の対応等により、中小企業、小規模事業者の資金繰りが悪化しないような万全な対応をお願いしたいと思います。

○乾専務理事（全国商工会連合会） 全国商工会連合会の乾でございます。

普段、私ども商工会が支援している事業者、大多数が小規模事業者でありまして、その立場から少しコメントといえますか、感想を述べたいと思えますけれども、この論点整理、これまでも発言の機会を与えていただきました点について多くを評価し、盛り込んでいただいていること、とりわけここにあります生業の維持等を目的とした持続的発展を目指す企業を意識した整理になっている点について、また、全体として大変目配りの効いた内容

になっていることに関して、まず評価をし、御礼申し上げたいと思います。

特に小規模事業者向けの資金繰り支援の拡充という点を取り上げていただいております。いろいろ難しい事情はあるかもしれませんが、私どもなお信用力が不足し、少しは景気の持続的回復とは言われている中でも、やはり経営のいろいろな心配、懸念が払拭できない小規模事業者に関して、引き続き政策的支援、その一環としてのといたしますか、最大のものとしての資金繰り対策に万全を期していただくように、さらに拡充を打ち出していただいたことについて、これも高く評価したいと思っておりますし、また、こうした小規模事業者は、資料の右側にあります地方創生の主役でございますので、あわせてこういう点も強く打ち出していただいたことについて評価いたしたいと思います。

1点だけ、言わずもがなでございますけれども、今回、危機時から平時に移行する過程で、特に具体的にはセーフティネット保証の見直しの点でありますけれども、方向性をどうこうとは申しませんが、極端に、ある日突然スパッとやっけてしまいますと何らかの副作用が、特に体力のない小規模事業者にとって副作用が出てくる懸念も一部がございますので、その点、ソフトランディングというふうに、具体的にどうかということは申せませんが、ソフトランディングの観点も念頭に置いた制度見直しにご配慮いただきたいことをお願い申し上げたいと思います。

小規模事業者を中心に経営指導を行っている商工会としましては、資料下段の黄色い箱にあります「支援機関間のネットワークを強化し」というところ、我々もまたさらにこの思いを強くいたしまして、他の機関とも連携を強化し、指導に全力で当たってまいりたいと考えております。引き続きご指導をお願いしたいと思います。

○及川政策推進部長（全国中小企業団体中央会） 中央会の及川と申します。

4点ばかり申し上げたいと思います。

まず1点目は資料3で、「持続可能な」という副題が示すような大変適切なポンチ絵というんですか、サイクルの表にさせていただきまして、本当にありがたいと思っております。当初はともすれば創業と拡大期、そう簡単に分けられないよというような議論もございました中で、規模観あるいは事業価値観の中で多面的な図表にさせていただき、最後は持続可能だというイメージがわかるようなイメージ図にさせていただきましたこと、この資料3、高く評価させていただきたいと思っております。

加えまして、私、事業承継についてはやはり税制もさることながら、特に次の後継者の資金繰りというのは大変問題だと思っております、この中で事業承継の株式取得に対することにきっちり項目を設けていただいたこと、これも大変ありがたいと思っております。これで事業承継は、税制と金融について両輪になると思っております。

もう一つ、こういった論点整理の中でこういった枠組みができるわけなので、ぜひこれを執行面できっちり中小企業に浸透させていきたいと考えております。そのためにもガイドラインですとかソフトロー的な、単なる報告書がまとまったということではなく、今後、支援機関として執行する上での手段、ガイドライン等が必要だと思っておりますし、加えて、例

えばですけれども、経営強化法の指針の中に今、11業種ございますけれども、その見直しだとか、あるいは新しい事業業種が出たときにこういった考え方がきっちりおさまっている、きっちりこういう観点から入っているんだという観点は、今後の生産性向上にすごく必要だと思います。本業の力をつけるためにも、稼ぐ力をつけるためにも、こういったものがいろいろな観点から格納されていることが必要だと思いますので、検討していただければと思っています。

最後に、私ども中央会からしますと、業種別団体ということもございます。資料4ですけれども、6ページ以降に口)で不況業種特定保証、5号の話がございます。大変バランスよくまとめていただきました。感謝申し上げますとともに、最後の3行が誤解のないように、ここだけ引用されることがあると思いますので、しっかり前段部分が、「こうした副作用を抑制し」というところでこの3行だけがひとり歩きしないように、「金融機関の経営支援のもとで」という次に、例えば「事業者の経営改善や構造的な改善を進めていく」というような、事業者の経営改善につながるという前段がすっかりこの3行の中におさまるように、念押し的に加えていただくことも必要かと考えております。

以上4点申し上げます。

○長島企画支援部次長（全国商店街振興組合連合会） 商店街の長島と申します。

まさしくこの論点整理ということで、小規模企業者向けの資金繰りの資金拡充、これが明確に記入されてこれから検討ということで、これからのこの中身につきまして、よろしくお願ひしたいと思っています。

○安栖理事（中小企業基盤整備機構） 中小企業でございます。

とかく借りた側として立場の弱い中小企業の声、今日は金融庁の方からアンケート調査をご紹介いただいて、非常に価値あるといたしますか、おもしろい内容のプレゼンをいただいたなと思っています。私自身、今回始めて出席させていただいたんですけれども、このライフステージに沿って、関係者のそれぞれのモチベーションに着目してさまざまな観点から検討されていることに対して、中身には違和感ございませんし、個別の点についての問題点も特に感じておりません。

今回フィードバックさせていただいて、現場から何かコメント等があれば、また次回にこちらで申し上げたいと思います。

○村本座長 ありがとうございます。

知事会さん、何かございますか。

○田畑金融担当課長（全国知事会・北海道） 北海道です。

全体のお話につきましては、皆さんからお話があったようにいい方向で検討いただいているなと考えております。

何点か、まず1点目につきましては、金融機関と保証協会のリスクシェアについてですが、実際、運用面でどういった形で進められるかという中で、金融機関、保証協会によって取り扱いに差が出ないような仕組みづくりをしていただきたいというのが1点と、創

業・小規模関係につきましては100%保証が維持されているということで、この辺は大変ありがたいところなのですが、セーフティネット保証の5号に関しましては、以前ここに出席させていただいたときにもお話しさせていただいていると思うんですが、業者の指定の地域事情に配慮いただきたいということで、全国一律で業種指定をされている業種よりも、地域によっては疲弊している業種があるのではなかろうかという部分がありますので、この辺については配慮いただきたいということと、最後に地域創生への貢献のところ、今後、保証料率、保険料率の見直しも、在り方について検討という字があるものですから、保証料を上げる、下げる、保険料を上げる、下げるといった部分で、保証協会の経営についても十分配慮をいただければなということでございます。

○村本座長 連合会さん、どうでしょう。

○村山会長（全国信用保証協会連合会） 連合会の村山でございます。よろしくお願いたします。

今日は信用補完制度の見直しの方向性案をお示しいただきまして、さまざまな議論、ご指摘を頂戴いたしました。総じてそれぞれのさまざまなライフステージにおいて直面する資金調達上のリスクに対して、信用補完制度を通じてそのリスクの緩和を図りながら必要十分な信用供与を行っていく、そして個々の事情に応じて適切なリスクシェアを図りながら、中小企業の発展を支援する、そういう方向性をお示しいただいたものと受けとめております。

私としては、本日の示しいただいたこうした大きな方向性と思いを同じくするものでございます。

地域ごとに、今日のご議論でもいろいろございましたように、事情はさまざま異なるわけでございますけれども、それぞれの地域の中で協会が工夫し、努力をしてその役割を最大化していくことが問われていると受けとめておりまして、改めて身の引き締まる思いでございます。

信用補完制度により、あらゆるステージにおいて中小企業の発展を支えていくために、我々としても今回の方向性に基づいて、今後さらに努力を行っていかねばならないという思いを新たにしているところでございます。

何点かご指摘等ございましたけれども、金融円滑化法以降に急増した条件変更先を中心といたしまして、協会としましては、例えば経営サポート会議、あるいは経営改善計画の策定支援、あるいは協会自らがそれぞれの中小事業者を訪問して専門家による派遣を行ったり、あるいは経営改善支援、事業再生支援等の取組を進めているところでございまして、これについてもさらに強めていかねばならないと考えてございます。

また、回収についてのご指摘も頂戴いたしました。回収につきましては確かに計算上、長期になる場合もございますけれども、これは現状の中で、事業者の状況に応じて何とか柔軟な、支払い可能な対応を行うべく少額弁済をお願いした結果ではございますけれども、今後は再チャレンジ支援という観点に立って一層努力をしてまいりたいと考えてござい

す。

それから、求償権放棄に関して促進すべきだというお話がございました。保証協会におきましては、事業者と金融機関の両方で策定したしっかりした計画に基づき求められる求償権放棄等につきまして、当然協力を行っているわけですが、以前のワーキンググループの席でも申し上げさせていただきましたけれども、自治体からの損失補償を受けている場合において、放棄条例の問題等から放棄に応じる上でのハードルが高くなっているケースもございます。今後は私どもといたしましても関係各方面のご協力をあおぎながら、より弾力的な対応を行って、中小企業者の抜本再生支援に資するべく努めてまいりたい、かように考えているところでございます。

今後の各協会の、今回の方向性に基づくさまざまな改革、見直しが行われる際に、連合会としてより積極的に力を発揮すべきではないかというご指摘もありました。私どもとしましては励ましのお言葉をいただいたものと思ひまして、これから今回の方向性に協会全体として取り組まなければならないわけですが、その中で、各地域で事情が異なるところもあるわけですが、それぞれの問題を具体的に吸い取り、それを協会全体の力になるように、連合会がもう一段高いレベルで力を発揮していかなければならないと考えてございます。

それから、代位弁済後における経営者保証ガイドラインの対応をより柔軟に行うべきだというお話もいただきました。これにつきましては経営者保証ガイドラインの対応として、保証債務の免除に一層取り組むべきだという趣旨で受け取らせていただきました。

弁済の誠実性といった観点には、もとより個別の判断はあるわけですが、この点につきましてもこの間、ガイドラインの適用から2年半が経過いたしまして、事例の蓄積が一定程度進んでまいりました。今後それらを踏まえまして、監督官庁とも十分相談しながら再チャレンジの促進により協力できるよう、一層取組を進めてまいりたいと考えてございます。

今回さまざまに、厳しいご指摘も含めていただいたわけですが、私ども協会に対する応援、期待と積極的に受けとめまして、そういうご提起として、今後、私どもとして生かしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、私どもといたしましては今回の方向性に基づきまして、今後さらに力を尽くしてまいり決意でございます。協会経営者という立場からいたしますと、このところの保証債務残高の減少といった不安材料もあるわけですが、今回の見直しは、何よりも中小企業の発展のために信用補完制度がどのように貢献していくのかが問われているところに、私どもとしては最終的な目標を定めているわけですので、こうした目標を私ども保証協会の使命といたしまして、金融機関の皆様方、それから関係機関の皆様方としっかり連携を図り、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

今後とも至らぬ点ご指摘いただければと思ひますので、よろしく願いいたします。

○村本座長 ありがとうございます。

CRDさん、何かございますか。

○塚田企画役（CRD協会） CRD協会です。発言の機会をいただきありがとうございます。

私どもCRD協会はデータベース機関として、保証協会さんですとか、あるいは日本政策金融公庫さんにリスク判断ですとかさまざまな情報を提供している、あるいは経営支援ですとか事業再生のツール等も提供させていただいているという意味では、やはり信用補完制度を支える一員だと自覚を持っております。

今回の信用補完制度の見直しも、中小企業、小規模事業者の事業の発展を支えるためのまさに持続可能な信用補完制度の確立という意味では、非常に有意義な議論をしていただいたのではないかと考えております。そういった意味では、引き続いて信用補完制度をサポートする立場としまして、さまざまな形でご協力はさせていただきたいと考えておりますし、あるいは今後、こういった施策の効果の検証ですとかそういった局面になったときには、必要な範囲でご協力させていただけることもあるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○村本座長 ありがとうございます。一渡り伺いましたが、政策公庫さん、何かございますか。

○大西保険部門長（日本政策金融公庫） 日本政策金融公庫の保険部門長をしております大西でございます。

金融庁さんからのお話にもありましたように、金融機関が当該中小企業に対して十分なリスクを持っていることが、再生支援の力の入れ具合の重要な要素になっているんだと思います。また、これは再生支援への力の入れ具合という問題以外にも、当初の目利き、選定や期中管理においても十分なリスクを持っていることが、やはり重要な点ではないかと考えております。

そうした観点から、資料3にございますように、十分な規律を働かせるためには通常の場合、通常の場合といいますのは大規模な経済危機とか5号以外のセーフティネット保証に関する場合、あるいは創業というのも通常の場合以外と解釈できるかと思えますけれども、通常の場合においては、金融機関のリスクシェアを現在よりも拡大させる方向での実効性のある方策、改正がなされることが重要ではないかと考えております。

その場合ですけれども、一部の方から柔軟にと、個々の事情に配慮したというお話もございましたが、できる限りシンプルな形で、運用面で差がない、あるいは解釈に差がない形のほうがよいと考えてございます。

あと経営改善、事業再生の促進あるいは小規模事業者向けの資金繰り支援拡充、地方創生への貢献ということで、今後、保証メニューの拡充等を検討していくということがございますが、一般論ではございますが、そうした場合におきましても民間サイドで一定の規律が働くような仕組み、また、真に政策的に優遇すべき対象に絞り込む、また、今現在、

歴史的に極めて低い代弁率、事故率になっておりますので、中長期的な代弁・事故率を想定した商品設計を考える必要があると考えています。

最後に、細かな問題でございますが、事業承継の一層の円滑化の問題でございます。今、後継者が株式取得等に必要となる資金を所得するときに、この後継者の方が個人ということで、この信用補完制度に乗ってこないケースが多いと認識しております。ただ、リスクも限定されておりますし、この制度の趣旨にも沿っていると思いますので、今回の改正の中でうまくこうしたものについても信用補完制度に乗ってくるような形で改正が行われればありがたいと考えております。

○村本座長 ありがとうございます。

日本銀行さん、ございますか。

他省庁の方はいかがですか。

一渡りご意見を伺ったわけですが、これらを踏まえて事務局から何かコメントないし補足説明があればお願いします。

○小林金融課長 ありがとうございます。

今、方向性についてはおおむねご賛同の意見が多かったと認識しております。他方で実際の運用については柔軟性だったり、逆にシンプルにしてわかりやすくしたほうがよかったり、その辺のところ、これからまだ集めていくところが多いと思いますので、今日いただいたご意見を胸に、もう少し詰めていきたいと思ってございます。

それから、多分また細かいところについては、冒頭座長からもお話がありましたように、ヒアリング等もう少しして、場合によっては公開というよりは非公開にしながらもう少し忌憚のないご意見を聞くということも含めてやっていこうと思ってございます。

それから保証の中での議論のつくり方はもちろんのこと、それ以外のところでも、ガイドラインというお話もありましたし、常日頃から金融機関と企業がうまくやっていく、これは皆さん異口同音に言われていることだと思いますので、そうしたやり口としてどういうものがあるのかというのも私どもとしては不断探求して、しっかりこの制度をつくっていききたいと思ってございます。

細かいご要望に対して一つ一つ答えるのはあれですけれども、基本的には、今の方向性の中でさらに煮詰めてまいりたいと考えてございます。

○村本座長 日下さん、何か追加でありますか。

○日下地域金融企画室長（金融庁監督局） 先ほど駆け足で幾つか申し上げましたけれども、具体的な事例を飛ばしたので、多少具体的な事例についても。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

これは具体的な事例を積み重ねていく中で見えてきたことなんですけれども、2つ目の○の矢羽根の2つ目、実はメイン行が回収を進める一方、役員借入で資金不足が賄われており、メイン行による条件変更先に対する支援が十分になされていないということで、この1,000先調査においては約6割において、初回条件変更時から直近までの間にメイン行

のシェアが低下したということがございました。

これも実はメイン行が信用保証をつけているケースと、そうでない銀行が信用保証をつけているケース、それぞれにおいてメイン行のインセンティブが変わってくるということからしますと、やはり保証協会から見たときに、金融機関には変わらないということはあるのかもしれませんが、そういった形で企業に対する支援ということからしますと、やはりメイン行がしっかりとした支援を続けていくという観点も必要なんだろうと考えておりまして、我々、今後金融機関に対していわゆるベンチマークというものをつくりまして、新たにそのベンチマークに基づき自己診断を行っていただくという取組を行っているんですけれども、その中でも、金融機関がまずは自分たちがメインの立場になっている企業に対してしっかりサポートしようといった中身を入れていきますので、こういった観点もぜひとも見ていただければと思っております。

○村本座長 ありがとうございます。

委員の方で追加的にこれだけは言っておきたいというようなことがございましたら。いかがでしょうか。

一渡りご意見を伺って大雑把な整理をしますと、基本的な方向性についてご異論があったとは理解しておりませんので、この方向でいいのではないかと思っております。

細かい運用についてのご注文等は、最終的な報告でどこまで踏み込むかということもあるんですけれども、もう少しさまざまにご意見を伺う必要があるのかなという感じもしておりますので、このワーキンググループは丁寧かつ慎重にというのがモットーでございまして、場合によったら、先ほど小林課長も言われたようにご意見を伺う機会をまた考えなければいかんかなと思っておりますけれども、そんなことを踏まえながら、基本的な方向について確認ができたことが今日のワーキンググループの成果かなと思っております。

今後の進め方、あるいは段取りについてはまた小林さんからご説明ください。

○小林金融課長 先ほど少し申し上げましたが、関係者のご希望を聞き取って、座長とご相談の上でヒアリングをするかどうか、やるとしたらどういうところからやるかも含めた次回以降の進め方を、今後、決めてまいりたいと思います。

また、日本再興戦略、骨太の方針等々で本件、年内の取りまとめとされておりますので、そのようなスケジュール感の中でご審議をお願いできればと思います。今日は方向性ということでしたが、最終的にはしっかり報告書の形でまとめて、もう少し肉付けをしたいと思っております。

○村本座長 ありがとうございます。

そういうことで、今日の審議はこれくらいかなと思いますが、何かご発言がございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、長時間どうもありがとうございました。

今日はこれで終わりにいたします。